

町長の 今日



きままでにスポーツ・健康フェスタで主催者挨拶をする住永町長

9月16日から10月15日までの

主な動き

9月

- 17日：9月定例議会
- 18日：9月定例議会
ヤマト運輸熊本スルーセンター開所式
- 19日：熊日名人寄席
- 20日：第38回郡中学校総合体育大会陸上競技大会
秋の全国交通安全運動御船署管内4町合同
出発式、町献血推進協議会
民生委員・児童委員協議会例会
プラムロード益城落成式
- 22日：津森校区秋季体育大会
福田校区秋季体育大会
飯野小学校運動会
- 24日：町長定例会議(郡町村会)
- 25日：上益城地区社会人権教育研究会
- 27日：町健康づくり推進協議会
再春館製菓所第9回「御礼の会」
- 28日：第22回高遊原南消防組合管内消防団・消防
職員親善ソフトボール大会
熊東園秋月祭
- 29日：災害ボランティアセンター設置訓練

10月

- 1日：事務連絡会議
夏祭り花火写真コンテスト表彰式
- 3日：一人金婚式表彰
県シルバー人材センター理事会
- 4日：配食ボランティア表彰式
- 6日：消防団消防学校初級幹部科入校出発式
町立第二幼稚園運動会、慈光会秋祭り
- 7日：夏祭り反省会
- 8日：民生委員・児童委員協議会研修お見送り
- 11日：全国地域安全運動出発式
- 12日：ひろやすにし保育園運動会
- 13日：きままでにスポーツ・健康フェスタ
- 15日：高遊原南消防組合協議会研修(～17日まで)

●介護保険で利用できる介護施設

現在、介護保険の施設サービスの対象となる介護施設は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設ですが、要介護1以上に認定されないと利用す

る。公的介護保険を利用して介護サービスを受けるには、初めに役場の窓口で申請を行い、要介護認定を受けなければなりません。要介護1～5、要支援1・2に該当すると介護保険サービスを利用することができます。介護保険で利用できるサービスには、介護施設に入所し提供される施設サービス、在宅で利用する在宅サービス、住み慣れた地域で介護を受けながら生活することとを支援する地域密着型サービスがあります。

かしこい消費者

セカンドライフ、どう生きる

公的介護保険サービスの利用法

熊本県消費生活センター ☎383-0999
役場住民生活課 消費生活相談窓口 ☎286-3111 内線111・112
消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792
富田セツコ ☎286-6525 吉村静代 ☎286-5914

要介護度・区分	支援限度額(円)
要支援1	49,700
要支援2	104,000
要介護1	165,800
要介護2	194,800
要介護3	267,500
要介護4	306,000
要介護5	358,300

介護保険の支給限度額
(1か月当たり)

●自宅介護を受ける場合
在宅で介護を受ける場合、要介護認定を受けて要介護度が決まると、1か月に利用できる介護保険の支給限度額が決定します(表参照)。
介護サービス費用の1割が原則自己負担となりますが、支給限度額以上のサービス利用費用はすべて自己負担となります。支給限度額以内でどのような介護サービスを受けるかは、ケアプランを作成して決定します。ケアプランの作成は通常、介護支援専門員に依頼しますが、介護を受ける本人や家族などが自分で作成する自己作成も認められています。

●住み慣れた地域で安心して過ごすために

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活でき、可能な限り自立した生活を持続することができるよう、介護予防のための助言や指導などを行います。

(国民生活センター発行「くらしの豆知識」より)